

ヨーロッパの中小企業憲章と日本

瓜田 靖

はじめに

中小企業家同友会全国協議会（以下、中同協）では、EU が2000年に欧州小企業憲章を制定していることを知り、憲章の内容の学習に着手する中で、日本でも独自の憲章を制定して日本経済の新しい発展をめざすべきであるという認識が会内で広がった。

その後中同協は、2003年7月の第35回定時総会において中小企業憲章と中小企業振興基本条例の制定に取り組むことを活動方針に掲げ、中小企業憲章学習運動推進本部を設置。2007年8月からは中小企業憲章制定運動推進本部に名称を変更して、憲章学習運動から中小企業憲章制定をめざす総合的な運動に取り組んだ。

2009年の政権交代を受け、2010年2月に中小企業庁は、「中小企業憲章に関する研究会」を設置し、研究会を6回開催。研究会では、大橋正義・中同協政策委員長（株）大橋製作所社長）が同友会の憲章制定運動と中小企業憲章草案（第一次案）を紹介し、意見陳述した。同研究会は、「中小企業憲章（案）」（以下、「憲章（案）」）をとりまとめ、パブリックコメントで意見を公募し、173通の意見が寄せられた。「憲章（案）」は、これらの意見等を受けて修正され、中小企業政策審議会で再修正のうえ承認され6月に閣議決定された。

EU の欧州小企業憲章制定から10年後に日本で、閣議決定とはいえ、中小企業憲章が政府の方針となったことは誠に意義深い。日本政府が中小企業の役割を高く位置づけ、新しい政策方向を中小企業憲章という形で宣言するに至ったことは、民主党が総選挙で中小企業憲章制定をマニフェストに掲げ、政権党になったからできたということだけではない。1999年に中小企業基本法を改正して以降も、先進国では唯一の企業数の急速な減少

に歯止めがかからない中で、10年余の中小企業政策の検証と総括が必要となっており、その総括の指針として、かつまた現状打開の方策として中小企業憲章が必要になった側面があると考ええる。

本稿では、中同協のヨーロッパ視察での欧州小企業憲章について得た知見と教訓、なぜ日本で中小企業憲章が必要なのか、「憲章（案）」への同友会の意見の反映とその意義などについて述べる。

1. 中同協・ヨーロッパ視察の成果

中同協は2008年5月、28名の「中小企業憲章ヨーロッパ視察団」をベルギーとフィンランドに派遣し、「ヨーロッパ小企業憲章」にどのような成果と課題があるのかを視察・調査した。ここでは、小企業憲章の法的拘束力を強化するためのSBA（欧州小企業議定書）案を担当官から直接説明を受けるなど小企業憲章の最新の到達状況を確認することができた（参照『THINK SMALL FIRST（中同協・中小企業憲章ヨーロッパ視察報告集）』中同協刊）。

視察の成果の第1は、EU のヨーロッパ小企業憲章は想像以上に加盟各国の政策に位置づけられており、小企業憲章の求心力は衰えていないことが確認できたこと。2004年からは「憲章会議」が毎年開催されており、各国の小企業憲章での経験や成果を交流。また、小企業憲章の行動指針に基づく政策や制度の優良事例集も毎年発行されている。

第2に、小企業憲章の法的拘束力を強化するためのSBA（欧州小企業議定書）では、“Think Small First”（小企業を第一に考えること）原則の徹底などが謳われており、小企業憲章が進化・深化しつつあることがわかったことである（中同協刊『THINK SMALL FIRST』でSBAを全文訳出している）。

第3に、UEAPME（欧州クラフト・中小企業同盟）という欧州最大の中小企業団体と交流し、彼らのEUに対するロビー活動の状況や問題意識に触れることができたのも成果。当同盟は中小企業家同友会（以下、同友会）と同じく自由加入原則で自前の財政を持つ組織であるが、そのような独立した組織がヨーロッパの中小企業団体では主流を形成し、EUのソーシャルパートナーとして政策決定に中小企業を代表して参加している。その意味で、同友会のような自主・自立の中小企業団体の普遍性を再確認した視察にもなった。

第4に、フィンランドが、自然条件の不利や1990年代初めの経済危機を逆手にとって「小さな国」をまとめ、教育の充実やIT活用、海外展開の国家戦略などで活路を切り拓き、「小さな強国」を築く結束力を発揮してきたことに学んだ。

2. ヨーロッパ小企業憲章の意義と大不況での位置づけ

「ヨーロッパ小企業憲章」は、「小企業はヨーロッパ経済の背骨である。小企業は雇用の主要な源泉であり、ビジネス・アイデアを産み育てる大地である。小企業が最優先の政策課題に据えられてはじめて、“新しい経済”の到来を告げようとするヨーロッパの努力は実を結ぶだろう」という格調高い文章で始まる。このような基本理念に基づき、諸施策の立案実施においては、「小企業経営と企業家精神のための最良の環境が創造される必要がある」とする。小企業憲章は、ヨーロッパにおける中小企業の存在の普遍性、重要性を改めて確認したことに意義がある（翻訳文は、中同協ホームページに掲載）。

ヨーロッパ視察で頻繁に出てきたキーワードが対話（Dialog）であった。ヨーロッパの歴史の教訓から争いをどう克服するかという姿勢とともに、違いを前提として共通点を見出そうという知恵を感じさせられた。例えば、「小企業憲章」でも、EUの目標の一つに「より強固な社会的結束

（Social Cohesion）」が挙げられているが、これはEUの統合のために社会の一体感を醸成するという目的だけでなく、地域間や諸階層の間の格差・不均衡の是正が強く意識されているのである。実際に、中小企業と大企業の公正な関係をめざし、中小企業の不利是正・補完と健全な競争ルールの確立の施策が取り組まれている。

さて、2008年のリーマンショック以降の世界同時不況の中で、中小企業はどのように位置づけられたのだろうか。前述したように、EUは2008年12月、「ヨーロッパ小企業憲章」の法的枠組み・拘束力を強化するためSBA（欧州小企業議定書）を採択するが、同月に開かれた「経済回復計画」討議のための欧州理事会は、SBAアクションプラン（官公需への中小企業の参加促進、金融支援、市場統合活用支援など）を全面实施する旨を合意した。このようにSBAは、単にEUの中小企業政策等を推進するにとどまらず、経済危機打開の切り札の一つという役割を担うことになったのである（以上は、三井逸友横浜国立大学大学院教授の教示による）。

3. なぜ中小企業憲章が日本に必要なのか

このようなヨーロッパの優れた経験に学び、日本でも「憲章」という旗印を打ち立てたいという気運が同友会の中で起こった。しかし、ヨーロッパのモノマネでない憲章の制定をめざして取り組んできた。私たち同友会が日本での中小企業憲章制定をめざしてきたのは、中小企業の狭い利益擁護が目的ではない。中小企業の役割を正当に評価し、豊かな国づくりの柱に据えることをめざしている。したがって憲章の対象は、中小企業政策だけでなく、環境や教育、福祉、文化、地域政策などに領域は広がる。その合意形成を表現するには、法律の制定ではなく、政策理念を確立することであり、国会で決議する「憲章（Charter）」がふさわしいのではないかという理解で取り組まれた。それでは、改めてなぜ中小企業憲章が日本に必要なのかを考えてみたい。

特集・経済危機下の中小企業問題

第1は、中小企業が発展することがなぜ必要か、中小企業を行政が公的に支援することや中小企業を国民的に応援することがなぜ必要か、などの社会的合理的根拠を明示することが求められているからである。

中小企業が日本の経済社会に重要な社会的役割と比重を持っているがゆえに、公的な支援を行う合理的根拠がある。それを国民から理解されることが必要であり、国民の中小企業への理解を広げていくためにも、中小企業自身が一層の努力を重ねるとともに、中小企業憲章を国民に提示することが求められている。

第2は、中小企業の存立条件の急速な悪化をくい止め、国民経済の健全な発展のためには中小企業の存立基盤の再構築を呼びかけることが急務の課題となっているからである。日本の事業所数は90年代から減少傾向になったが、この10年でさらに顕著になった。このような特異な現象は先進国では日本だけであり、このままでは日本経済と国民生活に重大な打撃を及ぼす。早急に、憲章で中小企業の発展方向を示し、その国家戦略を立てなければならない。

第3は、崩壊の瀬戸際にある地域経済・社会を再生するために、中小企業憲章や中小企業振興基本条例という地域振興・活性化の共通認識を持ち、旗印を立てること必要だからである。産業活動の縮小が進み、商店街の空き店舗の増殖や商店街そのものの崩壊、耕作放棄農地の増加など厳しい状況に追い込まれる地域が目立ってきた。地域再生のために、憲章・振興条例という理念の旗印を立て、共通認識を持って産学官・金融・市民など関係者が協力して地域振興に取り組むことは喫緊の課題である。

第4は、日本経済が量的成長（豊かさを求めて）から質的成熟（幸せを求めて）の時代への転換期にあり、中小企業が主役として活躍できる舞台が整ってきた。その活躍のためのシナリオとして中小企業憲章が必要となっている。

欧米へ経済的に追いつくという課題を基本的に

達成した日本の21世紀の課題は、グローバル化を歴史的必然として位置づけた上での持続可能な経済の建設であり、それと一体化した「日本の特色に彩られた豊かな社会」づくり、新たな生活文化の創造である。そのためには、国民経済の土台を形成する中小企業の成長発展が中小企業憲章の下で経済政策の基本に据えられなければならない。グローバル化の中で持続可能な形で存在意義を有する地域や企業とは、個性的な生活文化を継承・発展させる可能性を持った地域社会であり、それを経済的に支える本物指向型の地域に根ざした企業である。ここに、21世紀の日本経済の再生と発展のカギがあると考ええる。

4. 政府「中小企業憲章」への同友会の意見の反映

中同協は、2010年6月に「中小企業憲章草案」(<http://www.doyu.jp/kensyou/offered/>、「憲章草案」と略)を発表(2009年6月に第一次案を発表)したが、その主旨が今回の「憲章(案)」にかなり反映された。「憲章(案)」の内容や決定過程にはまだ課題はあるが、私たちが7年前から取り組んできた中小企業憲章が、願いがかない閣議決定にまで到達したことを憲章制定運動の成果として率直に喜ぶたい。政府の「憲章(案)」は次の点で注目される。

第1に、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と中小企業の経済的社会的役割を高く位置づけていること。また、「国家の財産ともいふべき存在」、「変革の担い手」という表現も出てくる。我々の「憲章草案」では、「中小企業は、日本経済の根幹である」と位置づけ、経済・社会・文化などでの中小企業の役割を強調しているが、その意を汲んだものと評価できる。

第2に、前文で「どんな問題も中小企業の立場で考えていく」、「基本原則」の項では「中小企業の声を聴き、どんな問題も中小企業の立場で考え、政策評価につなげる」と述べているが、政府が中小企業の立場に立って問題に対処する

姿勢を明確にしていることも画期的である。

第3に、「憲章（案）」の検討過程で「行動指針」に「八、中小企業への影響を考慮し政策を総合的に進め…」が挿入され、補強されたが、「憲章草案」の前文の「中小企業への影響を第一に考慮した総合的な政策を実行するとき…」が採用されたと考えられる。これは、ヨーロッパの「Think Small First」の原則が日本でも据えられたことを意味する。

第4に、「憲章（案）」の検討過程で「基本原則」に「経営資源の確保が特に困難であることの多い小規模企業に配慮する」が付け加えられたこと。「憲章草案」の「小規模企業や自営業者を特別に配慮する」が反映したものと考えられる。

第5に、「行動指針」の「五、公正な市場環境を整える」では、「中小企業の正当な利益を守る法令を厳格に執行し、大企業による代金の支払遅延・減額を防止するとともに、中小企業に不合理な負担を招く過剰な品質の要求などの行為を駆逐する」といった不公正取引の実態に立ち入った表現になっていることが注目される。

第6に、中同協のパブリックコメントで、「職業観」とともに「勤労観」を入れることを提案したが、それが採用された。「行動指針」の二では、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」という表現に補強されている。「大企業信仰」の問題指摘とともに、労働そのものの意義に関する勤労観の醸成を位置づけたことに意義がある。

第7に、「憲章（案）」の検討過程で「行動指針」では、「女性、高齢者や障害者を含め働く人々にとって質の高い職場環境を目指す」が付け加えられたこと。「憲章草案」の「中小企業が女性の雇用と登用をはかることを支援する。また、障害者の自立した生活の基礎となる雇用を生み出し、高齢者や外国人を問わず、誰もが共に暮らせる共生社会をつくる中小企業の努力を

支援する」が参考にされたと考えられる。

最後に、「行動指針」の最後の項で、「関係省庁の連携は、起業・転業・新事業展開への支援策の有効性を高める。中小企業庁を始め、関係省庁が、これまで以上に一体性を強めて、産業、雇用、社会保障、教育、金融、財政、税制など総合的に中小企業政策を進める」と述べているが、行政府に中小企業政策を「政府一体となって取り組む」ことが必要であるという自覚が強まっていることに注目したい。

5. 日本に中小企業憲章を根づかせることを目指して

問題は、政府の「憲章（案）」をどのように国民の間に広め、諸法令の整備・充実や政策の具体化に活かしていくのか、というところにある。また、中小企業憲章の実効を高めるための仕組みも重要である。当面、その実現のために中同協は、「中小企業憲章」を閣議決定に止めず、国会決議をめざすことや首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めること、中小企業担当大臣を設置することを要望し、取り組みを進めている。

中小企業の再生・発展なくして本当の景気回復はない。また、内需・外需のバランスのとれた持続可能な日本経済に転換することが求められており、その中心軸に地域活性化・中小企業活性化を据える必要がある。日本の勤労者の7割が働く中小企業は、国民の多様な需要ニーズに効率的に対応し、市場の独占・寡占による硬直化に対抗して資源の効果的な配分の達成に貢献し、魅力的で個性ある地域づくりの核となってきた。中小企業重視政策に転換すれば、国民の安定した暮らしを実現し、日本の経済社会の健全な発展に貢献するであろう。これが、中小企業憲章のめざす政策の方向である。

（うりた やすし・中小企業家同友会全国協議会政策局長）